

意見聴取事項

岡山県における大気汚染物質の測定体制について

岡山県における大気汚染物質の測定体制について

大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）第22条の規定により、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、微小粒子状物質（PM2.5）、二酸化窒素などの環境基準等が設定されている物質について県下66測定局で大気汚染の状況を常時監視していることについて、測定局における測定項目を次のとおり変更する。

なお、岡山市、倉敷市の区域については、両市が大気汚染防止法に基づき監視事務を行っているため、変更に係る検討の対象としていない。

1 測定項目ごとの測定局数

- ・二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質の測定局をそれぞれ3局廃止する。
- ・二酸化窒素の測定局を2局廃止する。

| 測定項目 | 測定局数 | | 増減 | 【参考】 必要な測定局数 |
|----------------|---------|---------|---------|-----------------|
| | 現在 | 変更(案) | | |
| 二酸化硫黄 | 39 (15) | 36 (12) | ▲3 (▲3) | 13 (5) |
| 浮遊粒子状物質(SPM) | 53 (23) | 50 (20) | ▲3 (▲3) | 25 (9) |
| 微小粒子状物質(PM2.5) | 27 (10) | 27 (10) | ±0 | 25 (9) |
| 一酸化炭素 | 7 (2) | 7 (2) | ±0 | 2 (1) |
| 光化学オキシダント | 45 (20) | 45 (20) | ±0 | 25 (9) |
| 二酸化窒素 | 51 (19) | 49 (17) | ▲2 (▲2) | 25 (9) |
| 非メタン炭化水素 | 13 (5) | 13 (5) | ±0 | 13 (5) |

注1：()内の数値は、岡山市及び倉敷市を除く地域(以下「県管轄地域」という。)の測定局数

注2：「必要な測定局数」とは、環境省が示している「大気汚染防止法第22条の規定に基づく大気汚染の状況の常時監視に関する事務の処理基準」(以下「環境省事務処理基準」という。)で算定される全国的視点から必要な測定局数

2 変更の理由(資料2-2)

備前市が独自に設置している穂浪局、鶴海局及び野谷局(以下、「市設置3局」という。)では、それぞれ二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及び二酸化窒素(野谷局を除く。)の測定が行われている。

市設置3局における濃度の推移は、長期的評価による環境基準を継続的に達成し良好な状況が続いており、近年、横ばい又は減少傾向にある。また、環境省事務処理基準に従えば、県管轄地域に必要な測定局数は上表のとおり5局又は9局であるが、県管轄地域では、いずれもこの測定局数を十分に満たしていることから、市設置3局における濃度状況や備前市内の測定局の配置状況を考慮し、市設置3局を廃止する。

3 変更関係測定局(○：現測定項目、×：測定項目の廃止)

| 所在市名 | 測定局名 | 測定局設置者 | 測定項目 | | | | | | |
|------|------|--------|-------|--------------|----------------|-------|-----------|-------|----------|
| | | | 二酸化硫黄 | 浮遊粒子状物質(SPM) | 微小粒子状物質(PM2.5) | 一酸化炭素 | 光化学オキシダント | 二酸化窒素 | 非メタン炭化水素 |
| 備前 | 穂浪 | 市 | × | × | | | | × | |
| 備前 | 鶴海 | 市 | × | × | | | | × | |
| 備前 | 野谷 | 市 | × | × | | | | | |